

(別紙)

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。)

改正後	改正前
第1 (省 略)	第1 (同 左)
第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(7) (省 略) (8) 「船会社」とは、関税法第15条第7項の規定により、税関に対して積荷情報を報告すべき外国貿易船の運航者等をいう。 (9) 「利用運送事業者」とは、関税法第15条第8項の規定により、税関に対して積荷情報を報告すべき荷送人をいう。 (10) 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下、「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下、「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請ページをいう。 (11) 「J A S T P R O コード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。 (12) 「E D I N E T コード」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。 (13) 「同意書」とは、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。	第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(7) (同 左) (8) 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下、「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下、「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請ページをいう。 (9) 「J A S T P R O コード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。 (10) 「E D I N E T コード」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。 (11) 「同意書」とは、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。
第3 (省 略)	第3 (同 左)
第4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。ただし、申請代理人が一括申請を行う場合には、税関発給コード申請ページから一括申請書式を入手して必要事	第4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。ただし、申請代理人が通関業者（あらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している者に限る。以下、第6及び第

(別紙)
新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。)

改正後	改正前
<p>項を記録した情報（以下「一括申請情報」という。）を電磁的記録媒体により最寄りの税関官署の通関総括担当部門に提出（電子メールにより税関発給コード担当部門へ送信する場合を含む。以下同じ。）することにより行うことができる。</p> <p>第5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給</p> <p>申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 発給申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関ホームページに接続し、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意した上で、申請書式を入手し、申請者に係る次の事項を入力する。</p> <p>①～④ (同 左)</p> <p>⑤ 対査確認のための資料の種別</p> <p>(注) 当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記①及び②の事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料。JASTPROコード、EDINETコード、会社法人等番号、住民票の写し（法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）のいずれであるかその種別を選択するものとし、JASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号を選択した場合には、そのコード等を入力する。</p> <p>⑥ パスワード</p> <p>(注) 申請者等が、半角英数字で<u>8</u>文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。</p> <p>⑦及び⑧ (省 略)</p> <p>⑨～⑬ (省 略)</p>	<p>7において同じ。）であり、一括申請を行う場合には、必要事項を記録した電磁的記録媒体を税関に提出することにより行うことができる。</p> <p>第5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給</p> <p>申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関ホームページに接続し、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意した上で、申請書式を入手し、申請者に係る次の事項を入力する。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤ 対査確認のための資料の種別</p> <p>(注) 当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記①及び②の事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料。JASTPROコード、EDINETコード、会社法人等番号、住民票の写し（法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）のいずれであるかその種別を選択するものとし、JASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号を選択した場合には、そのコード等を入力する。</p> <p>⑥ パスワード</p> <p>(注) 申請者等が、半角英数字で<u>6</u>文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項を入力する。</p> <p>⑦及び⑧ (同 左)</p> <p>⑨～⑬ (同 左)</p>

(別紙)
新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について(平成20年10月9日財関第1140号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。)

改正後	改正前
<p>2 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。</p> <p>(1) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合 (2) 申請者の名称と住所又は名称と電話番号の組み合わせが、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</p>	<p>2 発給申請を受け付けない場合 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。</p> <p>(1) <u>申請者が個人の場合にあっては、申請者の氏名及び住所若しくは居所と同一の氏名及び住所若しくは居所を有する者、又は申請者の氏名及び電話番号と同一の氏名及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</u> (2) <u>申請者が法人の場合にあっては、申請者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地と同一の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地を有する者、又は申請者の名称及び電話番号と同一の名称及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</u> (3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合</p>
<p>3 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し(法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を選択した場合 申請者等は、発給申請日から3か月以内に、申請者の住民票の写し(法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。なお、屋号等の個人事業者名で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。 これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。 ロ 最寄りの税関官署の通関総括担当部門に持参する。</p>	<p>3 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し(法人登記をしない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を選択した場合 申請者等は、発給申請日から3か月以内に、申請者の住民票の写し(法人登記をしない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。なお、屋号等の個人事業者名で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。 これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。 ロ 最寄りの税関官署の通関総括担当部門に持参する。</p>
4 申請代理人への委任の確認 (省略)	4 申請代理人への委任の確認 (同 左)

(別紙)
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について(平成20年10月9日財関第1140号)]
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。】

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請代理人が上記1(1)⑤において申請者の住民票の写し(法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を選択した場合 上記3(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p> <p>5 税関発給コードを発給しない場合 (省略)</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記2(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>6 及び7 (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請代理人が上記1(1)⑤において申請者の住民票の写し(法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類)を選択した場合 上記3(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p> <p>5 税関発給コードを発給しない場合 (同左)</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</p> <p>6 及び7 (同左)</p>
<p>第6 申請代理人による一括申請</p> <p>申請代理人が次に掲げる場合には、一括申請を行うことができる。</p> <p>① 税関輸出入者コードを取得している通関業者が、税関発給コードの申請を行う場合。</p> <p>② 税関輸出入者コード又は仕向人・仕出入コードを取得している船会社又は利用運送事業者が仕向人・仕出入コードの申請を行う場合。</p> <p>一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p>	<p>第6 申請代理人による一括申請に係る発給</p> <p>申請代理人が通関業者であり、申請者の税関発給コードに係る一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p>
<p>1 発給申請</p> <p>(1) 申請代理人は、税関発給コード申請ページから入手した一括申請書式に申請者等に係る次の事項を入力した一括申請情報及び同意書を記録した電磁的記録媒体により最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出する。</p> <p>なお、一括申請情報の提出に当たっては、当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならぬ(第7の1(2)の申請内容の変更の申請及び第7の2(2)の税関発給コードの削除の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。)。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ パスワード</p> <p>(注) 申請者等が、半角英数字で8文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。</p>	<p>1 申請</p> <p>(1) 申請代理人は、税関発給コード申請ページから入手した書式に申請者等に係る次の事項を記録した電磁的記録媒体及び同意書を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出する。</p> <p>なお、電磁的記録媒体の提出に当たっては、記録した当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならぬ(第7の1(2)の申請内容の変更の申請及び第7の2(2)の税関発給コードの削除の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。)。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>⑥ パスワード</p> <p>(注) 申請者等が、半角英数字で6文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。</p>

(別紙)
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。】

改正後	改正前
<p>⑦ 担当者の氏名 ⑧ 担当者の連絡先電話番号</p> <p>(2) 税関輸出入者コードに係る申請の場合にあっては、上記①から⑧までに加えて、次の事項を記録する。</p> <p>⑨ 申請代理人が上記①及び②の事項に係る申請された内容が正しいことについて、これを証する資料により確認していること</p> <p>⑩ 申請代理人が申請者から税関発給コードに係る申請手続を書面により委任されていること</p> <p>(3) 上記のほか、申請代理人に係る事項として、次の事項を記録する。</p> <p>⑪ 種別（通関業者、<u>その他の別</u>） ⑫～⑯（省略）</p> <p>2 申請代理人の確認</p> <p>税関は、申請に必要な上記 1 の事項を<u>入力した一括申請情報</u>及び同意書の提出を受ける際に、上記 1 の申請が同意書に氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを当該電磁的記録媒体及び同意書を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p>3 （省略）</p> <p>(1) （省略） (2) 上記 1 の申請が同意書に申請代理人としてその氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が<u>通関業者、船会社、利用運送事業者</u>のいずれかであることを確認することができない場合</p> <p>(3) 上記第 5 の 2 ①又は②のいずれかに該当する場合 (4) 申請ファイル形式が変更されている場合又は上記 1 (1) なお書きによる暗号化がされていない場合</p> <p>4 税関発給コードを発給しない場合</p> <p>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p>	<p>(2) 税関輸出入者コードに係る申請の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項を記録する。</p> <p>⑦ 申請代理人が上記①及び②の事項に係る申請された内容が正しいことについて、これを証する資料により確認していること ⑧ 申請代理人が申請者から税関発給コードに係る申請手続を書面により委任されていること</p> <p>(3) 申請者が法人の場合にあっては、上記に加えて、次の事項を記録する。</p> <p>⑨ 担当者の氏名 ⑩ 担当者の連絡先電話番号</p> <p>(4) 上記のほか、申請代理人に係る事項として、次の事項を記録する。</p> <p>⑪ 種別（通関業者<u>を選択</u>） ⑫～⑯（同 左）</p> <p>2 申請代理人の確認</p> <p>税関は、申請に必要な上記 1 の事項を<u>記録した電磁的記録媒体</u>及び同意書の提出を受ける際に、上記 1 の申請が同意書に氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを当該電磁的記録媒体及び同意書を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p>3 （同 左）</p> <p>(1) （同 左） (2) 上記 1 の申請が同意書に申請代理人としてその氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを確認することができない場合</p> <p>4 税関発給コードを発給しない場合</p> <p>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p>

(別紙)
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。】

改正後	改正前
<p>(1) 一括申請情報に必要な上記 1 の事項が入力なされていない、又は正しい内容でない場合</p> <p>(2) 一括申請情報に入力されている申請代理人と同意書に記載されている申請代理人が同一の者であると確認できない場合</p> <p>(3) 上記第 5 の 2(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>5 税関発給コードの発給等</p> <p>(1) 税関は、上記 4(1)から③までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに、ID 番号を発行する。</p> <p>(2) 税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行する ID 番号について、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。</p> <p>なお、当該通知をする際には、当該通知が上記 1 の申請をした申請代理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p>また、電子メールによる申請の場合には、税関発給コード担当部門は、税関発給コードを発給後すみやかに、ID 番号とともに申請された電子メールアドレス宛に通知する。</p> <p>6 (省 略)</p>	<p>(1) 提出を受けた電磁的記録媒体に申請に必要な上記 1 の事項の記録がなされていない場合</p> <p>(2) 提出を受けた電磁的記録媒体に記録された事項が正しい内容でない場合</p> <p>(3) 上記 1 の申請により提出を受けた電磁的記録媒体に記録されている申請代理人が、上記 2 により確認がなされた同意書に記載されている申請代理人と同一の者であると確認されない場合</p> <p>(4) 上記第 5 の 2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</p> <p>5 税関発給コードの発給等</p> <p>(1) 税関は、上記 4(1)から④までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに、ID 番号を発行する。</p> <p>(2) 税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行する ID 番号について、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。</p> <p>なお、当該通知をする際には、当該通知が上記 1 の申請をした申請代理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p>
<p>第 7 変更申請及び削除申請</p> <p>1 登録内容の変更</p> <p>(1) 申請者等は、登録内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）その他これらに類する書類で</p>	<p>6 (同 左)</p> <p>第 7 申請内容の変更及び税関発給コードの削除</p> <p>1 申請内容の変更</p> <p>(1) 申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるもの</p>

(別紙)

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。)

改正後	改正前
<p>変更のあった内容が確認できるものを上記第 5 の <u>3(2)</u>イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所 ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者、<u>船会社、利用運送事業者</u>であり、<u>変更申請を一括申請により希望する</u>場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を<u>入力した一括申請情報を申請代理人において上記第 5 の 1 の申請で使用したパスワードで暗号化し、電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出すること</u>により、<u>登録内容の変更の申請</u>をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあっては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出入コードに係る申請にあっては、イの事項を確認する。</p> <p>なお、<u>電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出した場合の当該申請が通関業者によりなされたことの確認</u>は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</p> <p>イ <u>登録内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コード又は仕向人・仕出入コードを取得している申請代理人によりなされたこと</u> ロ 上記第 6 の 1 <u>(1)⑧</u>の事項の申請がなされていること ハ 変更があった事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第 6 の 1 <u>(1)⑦</u>の事項の申請がなされていること</p> <p>2 削除申請</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者、<u>船会社、利用運送事業者</u>であり、<u>削除申請を一括申請により希望する</u>場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に税関発給コードの削除を申請する旨を<u>入力した一括申請情報を申請代理人において上記第 5 の 1 の申請で使用したパスワードで暗号化</u>する。</p>	<p>を上記第 5 の <u>4(2)</u>イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所 ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者であり、一括申請<u>内容に変更が生じた</u>場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を記録した電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、<u>申請内容の変更の申請</u>をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあっては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出入コードに係る申請にあっては、イの事項を確認する。</p> <p>なお、当該申請が通関業者によりなされたことの確認は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</p> <p>イ <u>申請内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している申請代理人によりなされたこと</u> ロ 上記第 6 の 1 <u>(2)⑧</u>の事項の申請がなされていること ハ 変更があった事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第 6 の 1 <u>(2)⑦</u>の事項の申請がなされていること</p> <p>2 税関発給コードの削除</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者であり、<u>一括申請で取得した税関発給コードを使用しなくなった</u>場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に税関発給コードの削除を申請する旨を記録した電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給</p>

(別紙)

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。)

改正後	改正前
<p>化し、<u>記録した</u>電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給コードの削除の申請をすることができる。この場合、税関は、上記 1(2)と同様の確認を行う（上記 1(2)への事項の確認を除く。）。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>ードの削除の申請をすることができる。この場合、税関は、上記 1(2)と同様の確認を行う（上記 1(2)への事項の確認を除く。）。</p> <p>(3) (同 左)</p>